

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年5月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1500026 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1500001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 9 月から平成 24 年 4 月までの標準報酬月額については、34 万円から 41 万円とする。

平成 22 年 9 月から平成 24 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 9 月から平成 24 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 48 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 5 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 22 年 9 月から平成 24 年 4 月までの期間の標準報酬月額が 34 万円から 41 万円に訂正されているものの、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。給与明細書を所持しているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額については、当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 6 月 25 日に 34 万円から 41 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

一方、A 社の請求者に係る給与明細一覧表及び請求者が所持する給与明細書により、請求者は、請求期間において 41 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、請求者の請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を年金事務所に対し誤って提出したことを認めており、請求者の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間の標準報酬月額を訂正する届出を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。